

5 秘密を守る義務（国公法第 100 条）

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

行政は国民に対して公開で行われることが原則ですが、行政目的を適正に達成するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合もあります。そこで、職員に対し守秘義務を課しています。

内容

- ◆ 本条の「秘密」とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうこととされています。
- ◆ 一般に、外交交渉に関する情報、入札情報、個人情報など外部に漏れると国や個人の利益を著しく侵害したり、事前に内容を漏らすことが行政の遂行を阻害したりする事項などは、秘密にしなければなりません。
- ◆ 「職務上知ることのできた秘密」とは、職員が職務に関連して知り得た全ての秘密を言います。したがって、例えば、税務署の職員が税務調査によって偶然知り得た納税者の家庭的事情なども含まれます。
- ◆ 守秘義務は、その性質上、職員の退職後も課され、秘密を漏洩した場合は刑事罰が科せられることがあります。

【照会例 1】

Q. 公益通報（いわゆる内部告発）をした場合、守秘義務違反になりますか。

A. 公益通報の対象となる「通報対象事実」は、犯罪行為の事実などを指すものとされています。したがって、通報の内容が「通報対象事実」である場合には、通常、守秘義務違反に問われません。

【事例 11】

行政処分の検討状況を事業者に漏えいした

→ 停職処分